

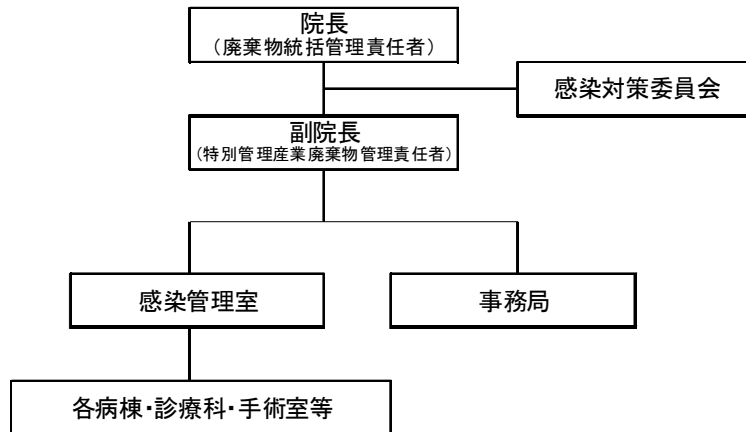
様式第二号の十三(第八条の十七の二関係)

(第1面)

特別管理産業廃棄物処理計画書	
令和8年5月8日	
青森市長 様	
提出者	
住 所 青森市勝田一丁目14番20号	
氏 名 青森市民病院 院長 豊木 嘉一	
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)	
電話番号 017-734-2171	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第10項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。	
事業場の名称	青森市民病院
事業場の所在地	青森市勝田一丁目14番20号
計画期間	令和8年4月1日～令和9年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
①事業の種類	医療業
②事業の規模	病床数 352床
③従業員数	698名(令和8年5月1日現在)
④特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程	【感染性廃棄物】 各診療科・病棟・手術室等 ⇒ 運搬委託業者 ⇒ 処分委託業者 ⇒ 焼却 ⇒ 埋立 【引火性廃油】 病理検査室 ⇒ 運搬・処分委託業者 ⇒ 焼却 ⇒ 埋立 【廃酸】(特定有害物質含) 病理検査室 ⇒ 運搬・処分委託業者 ⇒ 焼却 ⇒ 埋立

特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)



特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度(令和7年度)実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	引火性廃油	廃酸
	排出量	0.52 t	t
	特別管理産業廃棄物の種類	廃酸(特定有害)	感染性廃棄物
	排出量	t	142.723 t
	(これまでに実施した取組) 感染性廃棄物による院内感染事故、公衆衛生の保持及び病原微生物の拡散防止の徹底という観点から、廃棄物処理法に基づく感染性廃棄物処理マニュアルに則って処理している。廃棄容器としてプラスチック密閉容器に加えてダンボール容器を併用し、より安全に配慮した取り扱いを実施している。		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	引火性廃油	廃酸
	排出量	0.52 t	t
	特別管理産業廃棄物の種類	廃酸(特定有害)	感染性廃棄物
	排出量	t	142.723 t
	(今後実施する予定の取組) ①で記載のとおり、感染性廃棄物の処理基準を順守するため、排出量の削減が難しい状況にあるが、院内での感染予防、感染性病原菌の拡散防止等、医療従事者の安全に配慮した取り扱いを実施した上で、より厳格に廃棄物の運用について見直しを行い、排出の抑制に努めることとする。排出量の目標については、処理基準を厳格とすることにより、削減に努めて、引火性廃油は年間排出量0.52t以下、感染性廃棄物は年間排出量142.723t以下を目標値とする。		

特別管理産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 各診療科及び病棟で発生した特別管理産業廃棄物は発生源で分別している。特に感染性廃棄物に関しては「鋭利なもの」「液状又は泥状のもの」は耐貫通性プラスチック密閉容器に、「固形状のもの」はダンボール容器に分別している。また、一部の紙おむつ等が一般廃棄物に廃棄できるので、より細かな分別を行っている。
②計画	(今後分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ICTによる巡回と各診療科及び病棟等の感染対策委員を中心に、廃棄物の分別等を適正に行うよう管理する。

自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	【前年度(令和7年度)実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	引火性廃油	感染性廃棄物
	自ら再生利用を行った 特別管理産業廃棄物の量	— t	— t
	(これまでに実施した取組) 再生利用は実施していない。		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	引火性廃油	感染性廃棄物
	自ら再生利用を行う 特別管理産業廃棄物の量	— t	— t
	(今後実施する予定の取組) 当該廃棄物の特性上、再生利用することは困難と思われることから、実施する予定はない。		

自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	【前年度(令和7年度)実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	引火性廃油	感染性廃棄物
	自ら熱回収を行った 特別管理産業廃棄物の量	— t	— t
	自ら中間処理により減量した 特別管理産業廃棄物の量	— t	— t
	(これまでに実施した取組) 中間処理は実施していない。		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	引火性廃油	感染性廃棄物
	自ら熱回収を行う 特別管理産業廃棄物の量	— t	— t
	自ら中間処理により減量する 特別管理産業廃棄物の量	— t	— t
	(今後実施する予定の取組) 中間処理する設備(焼却、熔融等)を保有していないため、実施する予定はない。		

自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項

①現状	【前年度(令和7年度)実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	引火性廃油	感染性廃棄物
	自ら埋立処分を行った 特別管理産業廃棄物の量	— t	— t
	(これまでに実施した取組) 埋立処分は実施していない		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	引火性廃油	感染性廃棄物
	自ら埋立処分を行う 特別管理産業廃棄物の量	— t	— t
	(今後実施する予定の取組) 埋立処分を実施する予定はない。		

特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状	【前年度(令和7年度)実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	引火性廃油	廃酸
	全処理委託量	0.52 t	t
	優良認定処理業者 への処理委託量	0.52 t	t
	再生利用業者への 処理委託量	t	t
	認定熱回収業者 への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外 の熱回収を行う業者 への処理委託量	t	t
	特別管理産業廃棄物の種類	廃酸(特定有害)	感染性廃棄物
	全処理委託量	t	142.723 t
	優良認定処理業者 への処理委託量	t	t
	再生利用業者への 処理委託量	t	t
	認定熱回収業者 への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外 の熱回収を行う業者 への処理委託量	t	t
	(これまでに実施した取組) 所有する許可品目と排出する廃棄物が合致することを確認の上、指名競争入札を実施している。		

②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	引火性廃油	廃酸
	全処 理 委 託 量	0.52 t	t
	優良認定処理業者 への処理委託量	0.52 t	t
	再生利用業者への 処 理 委 託 量	t	t
	認定熱回収業者 への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外 の熱回収を行う業者 への処理委託量	t	t
	特別管理産業廃棄物の種類	廃酸(特定有害)	感染性廃棄物
	全処 理 委 託 量	t	142.723 t
	優良認定処理業者 への処理委託量	t	t
	再生利用業者への 処 理 委 託 量	t	t
	認定熱回収業者 への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外 の熱回収を行う業者 への処理委託量	t	t
	(今後実施する予定の取組) 現状の取組を継続して行う。		
	電子情報処理組織の使用 に関する事項	【前年度(令和6年度)実績】	
特別管理産業廃棄物 排 出 量 (ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く)		143.243	t
(今後実施する予定の取組) 電子マニフェストを継続使用する。			
※事務処理欄			

(第6面)

備考

- 1 前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が50トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1) ①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2) ②欄には、製造業の場合における製造品出荷額(前年度実績)、建設業の場合における元請完成工事高(前年度実績)、医療機関の場合における病床数(前年度末時点)等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3) ④欄には、当該事業場において生ずる特別管理産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程(当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。)を記入すること。
- 4 「自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、埋立処分した量を記入すること。なお、中間処理を行うことにより特別管理産業廃棄物に該当しなくなった産業廃棄物を海洋投入処分するときは、その量も含めて記入すること。
- 6 「特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の14第2号に該当する者)への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者)である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 7 「電子情報処理組織の使用に関する事項」の欄には、前年度の特別管理産業廃棄物の全発生量(ポリ塩化ビフェニル廃棄物(令第2条の4第5号イからハまでに掲げるものをいう。)を除く。)を記入すること。その量が50トン以上の者にあつては、今後の電子情報処理組織の使用に関する取組について記入すること。
- 8 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、特別管理産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 9 ※欄は記入しないこと。